

松戸市に住民票のある方

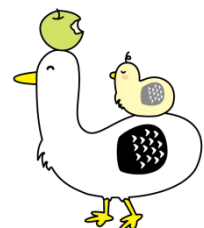
※松戸市外に居住している場合は、居住地の市町村にて手続きをしてください。

令和8年度 子育てのための 施設等利用給付認定 申請のご案内

《施設型給付を受ける幼稚園を除く》



1. 制度の概要
2. 認定の手続きについて
3. 認定内容変更の手続きについて
4. その他



1. 制度の概要

(1) 子育てのための施設等利用給付とは

満3歳以上のお子さまについて認定を受けた方が、幼稚園など子育てのための施設を利用した場合に、その利用料が一定の金額まで無償になる国の制度です。

<イメージ>

全員共通

施設等利用給付(無償化)

保育の必要性
認定がある

施設等利用給付(教育時間部分)

月額上限 25,700 円

対象費用: 月額保育料(＋入園料)

※入園料は月額保育料が 25,700 円未満の場合のみ対象です。

施設等利用給付(預かり保育部分)

月額上限 11,300 円(450 円×利用日数)

対象費用: 施設に支払った預かり保育料

※園の預かり保育の場合、上限は利用日数によります。
※満3歳児は非課税世帯のみ対象です。

教育時間部分

預かり保育部分

無償化対象分(月額上限 25,700 円)は、園に支払う必要がありません。
園の月額保育料が補助上限額を超える場合は、差額を園に支払ってください。

利用に応じて、園に保育料の支払いが必要です。
原則年2回、市への請求後に、振り込まれます。

(2) 認定区分について

認定を受ける条件により、1号認定から3号認定の3つの区分に分かれます。
それぞれの認定区分で給付の対象となる費用や給付費の上限額は、以下のとおりとなります。

区 認 分	1号認定	2号認定	3号認定
	①原則教育時間のみを利用する場合。	①年少クラスから年長クラスに在籍。 ②保育要件があり、預かり保育も利用する。	①満3歳児クラス※3に在籍。 ②保育要件があり、預かり保育も利用する。 ③非課税世帯である場合のみ。
給付の対象となる費用	月額上限 25,700 円※1 ○対象費用 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料	月額上限 11,300 円※2 (利用日数×450 円) ○対象費用 預かり保育料 月額上限 25,700 円※1 ○対象費用 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料	月額上限 16,300 円※2 (利用日数×450 円) ○対象費用 預かり保育料 月額上限 25,700 円※1 ○対象費用 入園料(負担した年度に限る) 教育時間(通常時間)の保育料

※1 国立大学付属幼稚園は月額 8,700 円、国立の特別支援学校の幼稚部は 400 円となります。

※2 一部幼稚園については認可外保育施設等の併用利用にかかる費用も含まれます。

※3 満3歳児クラスは、満3歳の誕生日の前日から最初の3月31日までの間に通常のカリキュラム及び保育料で幼稚園に在園している園児のことを指しています。

2. 認定の手続きについて

(1) 申請に必要な書類について

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書 | ※全員提出 |
| ② 保育を必要とする要件が確認できる書類（下表参照） | ※2号・3号認定希望者のみ |
| ③ 振込を希望する口座が記載された通帳等のコピー | ※2号・3号認定希望者のみ |
| ④ 非課税世帯を証明する書類 | ※3号認定希望者のみ |

【保育を必要とする要件・提出書類】※父母それぞれ必要

要件	保護者の状況	必要な書類
就労	居宅外での労働や居宅内で子どもと離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。 (1ヶ月あたり実働64時間以上)	就労証明書 ※シフト勤務の方は、直近1か月のシフト表を添付 ※自営業の場合、実績が確認できる証明書類(青色申告書の写し、開業届の写し、営業証明書等)を添付
(育児休業)	育児休業を取得していること。	就労証明書 ※育児休業の取得期間が記載されているもの
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がないこと妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (出産の前後2か月(56日後の月末日まで))	出産予定届 ※添付書類(母子健康手帳の写し)
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。	診断書または身体障害者手帳など
同居親族等の介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時、介護・看護していること。	介護・看護状況申告書 ※添付書類(診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、介護保険証、入院計画書、難病医療証等)
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明
求職活動	求職活動を継続的に行っていること。 (求職活動開始日から3か月目(89日後の月末日))	求職活動申告書
就学	専修学校、職業訓練校等に昼間通学していること。	合格通知(就学前の場合)または在学証明書または学生証(顔写真付き)のいずれか、及び時間割スケジュール

※ひとり親家庭の世帯については、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)など、ひとり親であることが確認できる書類の提出が必要です。

※その他上記に類する状態の方は、松戸市幼児教育課へご相談ください。

<注意点>

- ・③振込を希望する口座は、認定保護者(申請者)名義の口座を指定してください。
- ・③通帳等のコピーは、【金融口座名】【支店名】【口座番号】【口座名義人のフリガナ】が確認できるものを提出ください。

重要：育児休業中の保育の必要性について

育児休業中の保育の必要性は、職場復帰の予定があり、かつ、子どもの生活リズムを維持するために必要がある場合に、例外的に認められます(原則1年6か月以内の育児休業期間中)。

幼稚園での教育時間以外に、家庭での保育が困難であり、預かり保育を継続的に利用する必要がある方のみ2号認定を申請してください。

重要：4月1日入園予定の方へ

下記のような場合は、4月1日時点での状況が不明確であるため、1号認定として①子育てのための施設等利用給付認定申請書のみ提出してください。状況が確定次第、入園日前に必要な応じて変更手続きをしてください。

- (例) ・下の子の保育園入所次第で、育児休業終了・復職日が変わる可能性がある。
- ・復職日の延期を予定している。
 - ・4月1日より前に育児休業期間が終了し、復職予定である。
 - ・4月1日から求職活動を始める予定である。

(2) 申請後の手続きについて

審査結果は「施設等利用給付認定決定通知書」により、申請者へ通知します。

認定決定後に内容の変更があった場合には、変更前に、認定変更手続きが必要です。(次頁参照)

3. 認定内容変更の手続きについて

認定内容に変更があった場合、変更内容に応じた手続きが必要になります。
変更の事由が発生する日までに、「変更申請書兼変更届」及び必要証明書類をご提出ください。
変更手続きはオンライン申請できます。

手続きのキーワード検索は、施設等利用給付認定で！



施設等利用給付認定の変更手続き
(変更申請書 兼 変更届)



松戸市オンライン申請システム
トップページ

【こんな場合に変更手続きが必要です】

- 産前産後、育児休業を取得する
- 退職する、転職する
- 結婚、離婚等で家族構成が変わる
- 幼稚園を退園する
- 給付金振込先（口座）を変更したい（振込時期より3か月前までの申請必須）
- 育児休業から復職する
- 勤務時間が変わる
- 住所が変わる

<注意事項>

○認定日について

認定開始日は申請書ご提出日以降の日付からとなります。日付を遡っての認定はできません。
添付書類が間に合わない場合も、変更届提出又はオンライン手続きは事前をお願いします。
その他特別な事情(急な入院等)がある場合は、松戸市にご相談ください。

○2号、3号認定並びに松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金対象の方へ

預かり保育料の助成対象期間は、通知書に記載されている認定期間です。

認定期間終了後は1号認定へ変更となり、預かり保育料の助成対象外となります。

引き続き保育を必要とする要件を満たし、預かり保育を利用する場合は認定変更の手続きが必要です。

※育児休業から復職する場合や、育児休業が延長になった場合も認定変更の手続きが必要となりますので、特にご注意ください。(復職日や育児休業終了日までに変更届の提出が無い場合、復職していても預かり保育料の助成対象外です。)

4. その他

- ・「保育を必要とする要件」の認定を受けた場合、状況に変更がない場合であっても、年に1回「現況届」と「保育を必要とする要件が確認できる書類」を提出していただきます。実施時期や提出方法については、幼稚園を通してご案内いたします。
- ・申請内容に虚偽や、保育を必要とする要件が確認できる書類等に改ざんが認められた場合、遡って認定を取り消し、既に受給した給付費については市に返還していただきます。

【問合せ先】

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所子ども部 幼児教育課

TEL 047-701-5126